

生命保険業界の環境問題における行動指針

一般社団法人生命保険協会および生命保険会社（以下、「生命保険会社等」）は、環境問題の重要性を認識するとともに、助け合いの精神により人々に安心を提供する生命保険事業の役割に照らし、以下の活動を通じて、環境保全に努め、次世代に豊かで安心できる生活環境を手渡すことを目指します。

1. 地球環境保護に配慮した生命保険事業の展開

生命保険会社等は、その事業活動において、地球環境保護に配慮した行動を行う。

2. 気候変動問題等の環境問題への貢献

生命保険会社等は、事業活動に伴う資源・エネルギーの消費量の削減、資源のリサイクルの推進、E S G要素を考慮した資産運用等により、環境への負荷を低減し、気候変動問題をはじめとする環境問題の解決に貢献するよう努める。

3. 環境啓発活動と環境保全に向けた社会的活動の推進

生命保険会社等は、役職員に対する環境問題教育を通じた意識向上を図るとともに、役職員が環境保全活動に参画できるよう支援に努め、広く社会に貢献する。

4. 環境関連法規の遵守

生命保険会社等は、国および地方自治体の定める、環境保全に関する関連法規・ルールを遵守する。

5. 環境問題への継続的改善努力

生命保険会社等は、「生命保険業界の環境問題における行動指針」の取組状況を検証し、必要な見直しを行うことにより、継続的な環境改善に努める。

以 上

平成18年11月17日制定

平成26年 4月 1日改正

令和 3年 9月17日改正

(一社) 生命保険協会